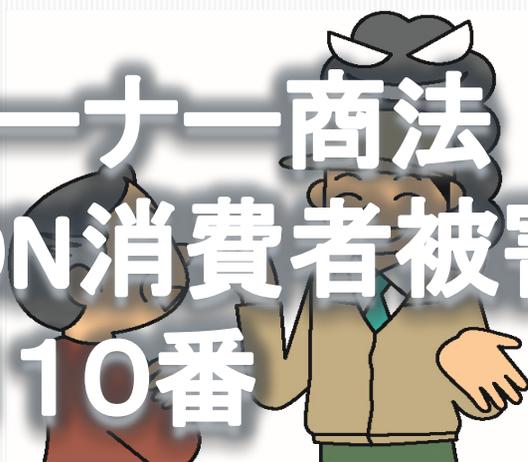


緊急
開催

レンタルオーナー商法 WILL・VISION消費者被害 電話相談110番



年金不安の心の隙に付け込む商法に、STOP！！を

2020年

10月1日 木 10:00-16:00

開催趣旨

WILL（株）・VISION（株）は、ライセンスパックと称するテレビ電話を販売し、それを貸出しレンタル料を購入者に支払う預託事業者です。しかしWILL（株）は運用事業の実態がないにもかかわらず、運用事業によって得た収益からレンタル料が支払われていると、事実と異なる説明をして消費者を勧誘したとして、消費者庁から業務停止命令を受けています。破綻したジャパンライフと同様の被害が発生することも想定されます。消費者庁からは、WILLはVISIONの名義で同種の行為を行う可能性が高いと注意喚起もなされており、緊急電話相談を実施します。

お心当たりの方、お電話ください!

弁護士・司法書士が無料で電話相談に応じます。

相談電話番号

臨時電話 相談無料

※通話料金をご負担ください

086-255-5201

消費生活相談



お問い合わせ
086-230-1316

岡山弁護士会・岡山県司法書士会・

適格消費者団体 消費者ネットおかやま 共催